

件名 カンザス州の経済活動再開計画第1.5フェーズの発表

ポイント

5月14日（木）、ケリー知事は、経済活動を段階的に再開するための計画の第2フェーズへの移行に先立ち、新たに第1.5フェーズを設け、5月18日から実施することを発表しました。

第1.5フェーズでは、一定の条件下でネイルサロン、理髪店、美容院をはじめとするサービス業の一部が営業再開可能となります。また、市民が6フィートの社会的距離を保つ等の条件のもと、これまで禁止されてきた一部の行事が実施可能となります。詳細は、下記のリンクで確認ください。

本文

5月14日（木）、ケリー知事は、経済活動を段階的に再開するための計画の第2フェーズへの移行に先立ち、新たに第1.5フェーズを設け、5月18日から実施することを発表しました。本フェーズは、現在発令されている非常事態宣言が終了するまでの措置とされています。

1 新たに再開が可能となる業種

ネイルサロン、理髪店、美容院、日焼けサロン、タトゥーパーラーをはじめとする個人向けサービスは、予約またはオンラインによる受付に限って営業を再開することが可能です。

ジム、ヘルスクラブは、手洗い所の利用を除いたロッカールームの閉鎖、グループプログラムを行わないことを条件に営業が可能となります。

2 新たに実施が可能となる行事

10名よりも多い人数が、6フィートの社会的距離を維持できない状態で一つの空間に留まらないという条件の下、屋外で実施されるドライブスルー形式の卒業式が実施可能となります。

本再開計画においては、各郡は州全土での措置よりも更に厳しい制限措置をとることが可能となっていますところ、お住まいの地区で取られている措置についても併せてご確認ください。

経済再開するための第1.5フェーズを5月18日から実施する旨の行政命令署名

については、下記のリンクをご覧ください。

<https://governor.kansas.gov/wp-content/uploads/2020/05/E0-20-31-Implementing-Phase-1.5-of-Ad-Astra-Plan-Executed.pdf>

経済活動再開のための計画全体については以下のリンクをご覧ください。

<https://covid.ks.gov/wp-content/uploads/2020/05/Reopen-Kansas-Framework-v5-2.pdf>

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryojil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前 9 時 15 分から午後 5 時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後 5 時以降、翌日午前 9 時 15 分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。